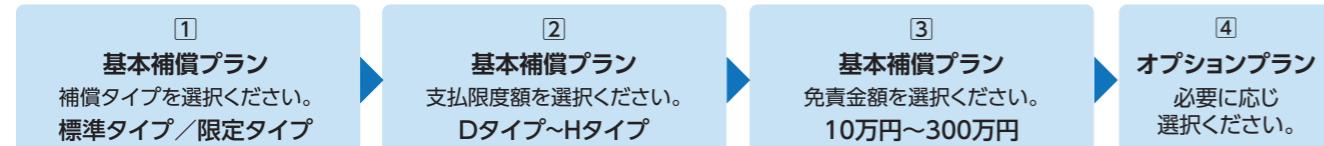


## ■加入タイプ一覧と選択方法



基本補償プラン							
対象業務	標準タイプ：設計業務・工事監理業務 限定タイプ：設計業務のみ						法適合 確認業務
補償項目／ 支払限度額	対象建築物・ 対物賠償補償	対人賠償補償	設備機能 補償	情報漏えい 補償	初期対応 費用補償	訴訟対応 費用補償	対象建築物 対人・対物 賠償補償
(滅失・破損要件) <small>会員 契約 非会員 契約</small>	あり <input type="radio"/>	あり <input type="radio"/>	なし <input type="radio"/>	なし <input type="radio"/>	— <input type="radio"/>	— <input type="radio"/>	あり <input type="radio"/>
Dタイプ	5,000万円	2,500万円					5,000万円
Eタイプ	1億円	5,000万円					1億円
Fタイプ	2億円	1億円					2億円
Gタイプ	3億円	1.5億円					3億円
Hタイプ	5億円	2.5億円					5億円
免責金額	10万円・30万円・50万円・100万円・300万円から選択			0円	0円	選択式に同じ	

\*対象建築物・対物賠償補償：加入タイプに応じた「1事故につき」かつ「保険期間中」の限度額

\*対人賠償補償：加入タイプに応じた「1名あたり」かつ「1事故につき」かつ「保険期間中」の限度額

(滅失・破損がない場合：1名あたり・1事故の限度額となり、保険期間中の限度額は滅失・破損ありと同額になります)

\*設備機能補償：「1事故につき500万円」かつ「保険期間中1,000万円」の限度額(基本補償プランの支払限度額の内枠払い)

\*情報漏えい補償：「1請求につき」かつ「保険期間中」の限度額(基本補償プランの支払限度額の内枠払い)

\*初期対応費用補償：1事故の限度額(基本補償プランの支払限度額の内枠払い)

見舞金・香典・見舞い品購入費用は、1事故につき被害者1名あたり10万円限度

\*訴訟対応費用補償：1事故の限度額(基本補償プランの支払限度額の内枠払い)

オプションプラン				
対象業務	標準タイプ：設計業務・工事監理業務 限定タイプ：設計業務のみ		建物調査業務	全ての業務
補償項目／ 支払限度額	損害拡大防止 補償	法令基準未達補償	構造基準未達 補償	サイバーリスク 補償
(滅失・破損要件) <small>会員 契約 非会員 契約</small>	なし <input type="radio"/>	なし <input type="radio"/>	なし <input type="radio"/>	なし <input type="radio"/>
Dタイプ	500万円	1,000万円 2,000万円 4,000万円 6,000万円 1億円	500万円 1,000万円 から選択	1,500万円 3,000万円 6,000万円 9,000万円 1.5億円
Eタイプ	100万円	30万円	30万円	100万円
Fタイプ	500万円	100万円	100万円	0円
Gタイプ	100万円	30万円	30万円	0円
Hタイプ	70%	80%	80%	80%
免責金額	70%	80%	80%	—
縮小支払割合	70%	80%	80%	一部90%※

\*損害拡大防止補償：「1事故につき」かつ「保険期間中」の限度額(基本補償プランの内枠払い)

\*法令基準未達補償：[会員契約]基本補償プランにて選択した加入タイプに応じた限度額とし、「1事故につき」かつ「保険期間中」の限度額  
[非会員契約]500万円・1,000万円どちらか選択し、「1事故につき」かつ「保険期間中」の限度額

\*構造基準未達補償：基本補償プランにて選択した加入タイプに応じた限度額とし、「1事故につき」かつ「保険期間中」の限度額

\*建物調査業務補償：「1名・1事故につき」対人・対物共通の限度額

\*サイバーリスク補償：賠償責任補償は「1請求につき」かつ「保険期間中」の限度額、事故対応費用補償は「1事故・1請求につき」かつ  
「保険期間中」の限度額。サイバーリスク補償においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して  
賠償責任補償の「保険期間中」の限度額が限度となります。

※緊急対応費用と再発防止費用は縮小支払割合が90%となります。



一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-21-6 八丁堀NFビル6F

本保険の詳細については、弊社ホームページまたは下記までお問合せください。

&lt;お問い合わせ先・取扱指定代理店&gt;

株式会社テクトサービス (旧社名:有限会社日事連サービス)

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-9-4 VORT八丁堀II3F  
TEL.03-3551-6633(建賠保険専用ダイヤル)

ご注意 このチラシは、日事連・建築士事務所賠償責任保険(建築家賠償責任保険&lt;建賠&gt;・請負業者賠償責任保険・サイバーリスク保険)の概略をご紹介するためのものです。保険の詳細内容は日事連・建築士事務所賠償責任保険のパンフレットをご覧ください。詳細は別冊に記載の保険約款によりますが、ご不明な点がありましたら取扱代理店におたずねください。

25T-001671 2025年12月作成

# 日事連 建築士事務所 賠償責任保険

〈建築家賠償責任保険〉

建築士事務所を賠償事故からお守りする保険です。



- > 工事監理業務も基本補償プランにて対応
- > オプションプランも充実した補償限度額

事務所  
協会会員  
(団体契約)非会員  
(個別契約)

◆保険期間:2026年4月1日～2027年4月1日(1年間)

中途加入受付中(補償開始月の前月20日までの加入手続きにて、当月1日から補償開始)

◆保険期間:保険開始月の1日～翌年同月1日(1年間)

新規加入受付中(補償開始月の前月20日までの加入手続きにて、当月1日から補償開始)

保険料試算や申込手続きをWEBにて受付中

詳細は、株式会社テクトサービスのホームページまで  
(旧社名:日事連サービス)

テクトサービス

クリック



# 建賠保険は、建築士事務所の業務遂行リスクに起因する損害賠償事故からお守りする保険です。

特長 1

## 工事監理業務も基本補償プランにて対応

- ・設計業務のみならず工事監理業務も基本補償プランで補償します。

特長 2

## 瑕疵の修補費用も補償(損害拡大防止補償特約)

- ・滅失・破損を問わず瑕疵の修補費用(改善費用含む)を補償します。

特長 3

## 高額賠償にも十分に備えた補償限度額

- ・万が一の高額賠償にも対応できる限度額をご用意しています。(裏面をご覧ください)

特長 4

## 弁護士相談サービス(無料)

会員限定

- ・建築設計業界に長けた弁護士事務所が皆様をサポートします。

※日事連による事務所協会会員向けの独自サービスになります。

## 基本補償プランの概要

対象業務の遂行に起因して発生した対象建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

### 〈対象業務〉

- ・設計業務
- ・工事監理業務

### 〈対象物〉

- ・建築物
- ・建築物と一体の工作物
- ・建築設備

4つの賠償項目を「基本補償プラン」にて補償いたします。

### 対象建築物の賠償補償\*

#### 対人賠償補償

#### 対物賠償補償

#### 情報漏えい賠償補償

会員限定

\*建築設備等の機能不発揮による損害は、建築物の外形的かつ物理的な滅失・破損の発生有無にかかわらず補償します。  
\*地盤の組織に関する事象(地盤沈下等)に起因する損害についても補償します。(会員契約:算出した保険金の60%を補償)

### お支払い事例

- ① 設計時の部材の選択ミスにより、外壁仕上材の変形・収縮が発生した。
- ② 温度応力解析を検討しなかったことにより、鉄骨造り吊り庇の梁等に亀裂・ひび割れが発生した。
- ③ 工事監理者として配筋検査を行ったが、設計図書と異なる処理がされていることを見落としたことにより、梁にクラックが発生した。
- ④ 基礎工事の工法選定ミスにより不同沈下が発生した。(地盤の組織に関わる事故は、算定した保険金の50%(非会員)または60%(会員)に制限されます。)
- ⑤ 設計図書で指示した給湯設備の容量が小さく、所定の性能が出なかつたため再施工が必要となった。(設備機能補償)
- ⑥ 法適合確認業務に際し、建築物の構造強度不足を見逃し梁が撓み壁に亀裂が生じたため、改修工事等についての責任を負担することとなった。(法適合確認業務補償)

## 会員 非会員 相違ポイント

- ◎ : 基本補償  
○ : オプション補償  
× : 設定なし



注目!

## オプションプランの概要

### Option 1 損害拡大防止補償

会員 非会員 共通

竣工後に発見した建築物の瑕疵において、その修補費用(改善費用を含む)を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。(ただし、その瑕疵を修補しないことにより、将来的により大きな損害が見込まれると保険会社が認めた場合に限ります。)

- お支払い事例
- ・部材の選定ミスにより、将来的にその部材に破損が生じるおそれがあることが判明し修補を行った。
  - ・自ら設計したマンションの定期検査で、屋上の防水仕様に誤りが発覚し雨漏りが生じるおそれがあることが判明し、防水のやり直しを行った。

### Option 2 法令基準未達補償

会員 非会員 共通 拡充 2025年4月より補償限度額大幅引き上げ

建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損が発生しない「所定の建築基準関連法令に定める基準」を満たさないことに起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。(※1)

- お支払い事例
- ・福祉施設の防煙区画が消防法令の求める水準を満たしていないことにより是正を受けた。
  - ・間取り変更後の採光計算を確認せずに進めてしまったことにより、採光計算に誤りがあるとして是正を受けた。
  - ・エントランススロープの勾配が基準値を超えていることを指摘され、改修工事が発生し費用負担を要求された。

### Option 3 構造基準未達補償

会員限定 拡充 2025年4月より補償限度額大幅引き上げ

建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損が発生しない「所定の建築基準法(第20条)に定める基準」を満たさないことに起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。(※1)

- お支払い事例
- ・構造計算ミスにより本来50本の鉄筋が必要であったにもかかわらず、誤って45本の設定をしたため補強工事が必要となつた。(ただし、5本分の追加費用は補償対象外となります)
  - ・着工後、構造設計上のミスを指摘され、改修工事が発生してしまった。
  - ・構造図面に構造材接合部の種類誤りにより、構造基準を満たさないことが判明した。

### Option 4 建物調査業務補償

会員限定 拡充 2025年4月より補償限度額大幅引き上げ

耐震診断等の建物調査業務の遂行に起因して発生した対人・対物事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、建物調査業務の結果により発生した事故は補償の対象外となります。

- お支払い事例
- ・調査業務中に誤って水道管を破損させてしまい、屋内が水浸しになってしまった。
  - ・サンプリング調査の際に、電線を誤って切断してしまった。

### Option 5 サイバーリスク補償

会員限定

ITユーザー行為に起因して発生した他人の事業の休止・阻害等や、情報の漏えいまたはそのおそれ、人格権・著作権等の侵害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害や、サイバー攻撃を受けた場合の原因調査やデータの復元費用等を負担することによって被る損害を補償します。

- お支払い事例
- ・パソコンのマルウェア感染により取引先にも感染が拡散してしまい、感染に伴い取引先が被った損害による損害賠償責任。
  - ・パソコンがウイルス感染したおそれがあったので原因調査を行ったところ、複数台のPC(デスクトップPC)がウイルスに感染し、その際の原因調査費用やPCの修理費用。(ノート型PC等の携帯式電子事務機器は対象外になります)

(※1) 本来発注者が負担すべき未達相当分の費用は補償対象外となります。

会員	非会員	協会会員	協会非会員
契約形態・団体割引	団体契約(20%割引)		個別契約(割引なし)
設計・工事監理業務補償	○	○	○
設備機能補償	○	○	○
法適合確認業務	○	○	×
・情報漏えい補償	○	○	×
・初期対応費用補償	○	○	○
・訴訟対応費用補償	○	○	○
損害拡大防止補償	○	○	○
法令基準未達補償	○	○	○
構造基準未達補償	○	○	○
建物調査業務補償	○	○	○
サイバーリスク補償	○	○	○